

## 母親と家族

スイスでは、子どもがいる家庭に養育費と教育費の補助があります。仕事をしている女性が出産を控えている場合は、最低14週間の有給産休をとることができます。

### 出産手当

仕事をしている女性が出産を控えている場合は、最低14週間の有給産休 Mutterschaftsurlaub (Mutterschaftsurlaub) をとる権利があります。この期間、賃金の80%が支払われます。失業しているまたは就業が困難な状況にある女性の産休の権利については、お住まいの地域の社会保険局 Gemeindezweigstelle der Sozialversicherungsanstalt SVA (Gemeindezweigstelle der Sozialversicherungsanstalt SVA) までお問い合わせください。また、母親は産後8週間は仕事をしてはならない(母性保護)、という特別規則があります。

### 父親産休

父親は出産後、2週間の有給育児休業を取得することができます。母親の産休とは異なり、父親の育休は一度に取得することも、何日かに分けることも可能です。ただし、子どもが生まれてから6ヶ月以内に取得しなければなりません。

### 家族手当

すべての子どもがいる家庭には家族手当 Familienzulagen (Familienzulagen) による経済援助があります。家族手当には、子どもが16歳になるまで支給される子ども手当と、25歳まで支給される教育手当があります。職に就いている(個人事業主も含む)親だけでなく、無職または経済的余裕のない親も含め、すべての親はこの家族手当を受ける資格があります。会社に雇用されている場合は、毎月の賃金に家族手当が加算されます。詳細は雇用主またはお住まいの地域の社会保険局にお問い合わせください。家族手当の支給額は州によって異なります。

### 詳細 (リンク、連絡先、冊子、リーフレット)

[www.ciao-aargau.ch/ja/social-security/motherhood-and-family](http://www.ciao-aargau.ch/ja/social-security/motherhood-and-family)